

三重県公安委員会告示第 116 号

警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）附則第 5 条の規定により公安委員会が行う審査（以下「検定合格者審査」といいます。）を次のとおり実施します。

平成 29 年 9 月 22 日

三重県公安委員会委員長 川 端 郁 子

1 実施期日等

(1) 実施期日

検定合格者審査に係る警備業務の種別及び級	審査日時	審査定員
空港保安警備業務 1 級	平成 29 年 11 月 1 日（水）午前 9 時 10 分から正午まで	各 10 人
空港保安警備業務 2 級		
施設警備業務 1 級		
施設警備業務 2 級		
交通誘導警備業務 1 級		
交通誘導警備業務 2 級		
核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級		
核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級		
貴重品運搬警備業務 1 級		
貴重品運搬警備業務 2 級		

(2) 実施場所

三重県津市島崎町 143 番地 6

津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）

(3) 審査当日の受付時間

午前 9 時から午前 9 時 10 分まで

2 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査に係る警備業務の種別及び級	対象者
空港保安警備業務 1 級	警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」といいます。）附則第 3 条第 1 号の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」といいます。）第 1 条第 1 項に規定する検定（以下「旧検定」といいます。）の空港保安警備 1 級に合格した者
空港保安警備業務 2 級	旧検定の空港保安警備 1 級又は 2 級に合格した者
施設警備業務 1 級	旧検定の常駐警備 1 級に合格した者
施設警備業務 2 級	旧検定の常駐警備 1 級又は 2 級に合格した者
交通誘導警備業務 1 級	旧検定の交通誘導警備 1 級に合格した者
交通誘導警備業務 2 級	旧検定の交通誘導警備 1 級又は 2 級に合格した者
核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級	旧検定の核燃料物質等運搬警備 1 級に合格した者
核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級	旧検定の核燃料物質等運搬警備 1 級又は 2 級に合格した者
貴重品運搬警備業務 1 級	旧検定の貴重品運搬警備 1 級に合格した者
貴重品運搬警備業務 2 級	旧検定の貴重品運搬警備 1 級又は 2 級に合格した者

ただし、規則附則第 7 条第 2 項の規定により、次のいずれかに該当する者を除きます。

ア 規則の施行の日（平成 17 年 11 月 21 日。以下同じ。）において現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して 1 年以上である者

イ 規則の施行の日において現に旧検定に係る警備業務についての指定講習（旧検定規則第 12 条第 1 項に規

定する指定講習をいいます。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上である者(アに掲げる者を除きます。)

3 検定合格者審査の試験内容

学科試験及び実技試験(学科試験に合格しなかった場合には、実技試験を実施しません。)

4 検定合格者審査の申請手続等

(1) 審査申請書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課(大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。)

(2) 審査申請の受付期間

平成29年10月3日(火)から同月6日(金)までの午前9時から午後5時まで

なお、受付は、定員になり次第締め切り、郵送又は電話による申込みは受け付けておりません。

(3) 審査申請の受付場所

ア 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署生活安全課

イ 警備員で、その者が属する営業所が三重県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

ウ 三重県公安委員会において旧検定規則第8条の合格証(以下「旧合格証」といいます。)の交付を受けた者にあつては、三重県内の警察署生活安全課

(4) 提出書類

ア 審査申請書(規則附則第10条第1項に規定する別記様式)1通

イ 写真(申請書提出の前日6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)1枚

ウ 旧合格証の写し

エ 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面(三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。)

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

なお、三重県公安委員会において旧合格証の交付を受けた者で、旧合格証を申請した警察署と同一の警察署に申請する場合は、エの書面を添付する必要はありません。

(5) 申請手数料

申請手数料(4,700円)を三重県収入証紙により、審査申請書の提出時に納入してください。

なお、既納の申請手数料は、還付しません。

5 その他

(1) 審査に際しては、筆記用具及び旧合格証を持参してください。

(2) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話059-222-0110 内線3023)又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

別記様式

※ 資料区分		※ 受理警察署	：	：	：	：	：	：	(署)
※ 受理番号		※ 受理年月日				年			月				日	
※ 合格証明書の番号	：	：	：	：	※ 審査年月日				年			月		日
※ 合格証明書交付公安委員会	：	※ 合格証明書交付年月日				年			月			日		

審 査 申 請 書

警備員等の検定等に関する規則附則第10条の規定により検定合格者審査を申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名

㊟

(フリガナ) 氏 名		：												
住 所														
		電話 () 番												
生年月日		明治	大正	昭和	平成	年	月	日	性別		1. 男			
		1	2	3	4	：	：	：			2. 女			
本籍又は国籍													※ ：	
受けようとする 検定合格者 審査の区分		1 級		2 級									※ <input type="checkbox"/>	
保 有 す る 合 格 証	警備業務 の種別	空港保安 警 備		常 駐 警 備		交 通 誘 導 警 備		核燃料物質等 運 搬 警 備		貴 重 品 運 搬 警 備			※ <input type="checkbox"/>	
	検 定 の 区 分	1 級		2 級									※ <input type="checkbox"/>	
交 付 年 月 日		昭和		年		月		日	合 格 証 番 号		：			号
		平成												
		合格証を交付した公安委員会											公安委員会	

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。